

# 会 員 規 約

## 第1条（本会員規約の範囲）

本規約は、一般社団法人日本シュガーリング協会（以下本法人とする）の定款に定める会員となった法人、団体または個人に適用する。

## 第2条（会員）

本法人の目的に賛同し指定する手続きに基づき、本規約を承認の上入会した方を会員とする。会員は次の2種とし、特別会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 特別会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 一般会員 この法人の目的に賛同してこの法人の運営を財政的に支える個人又は団体

## 第3条（入会申込）

特別会員又は一般会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書により申し込み、代表理事の承認を受けなければならない。その承認及び会費の納入があったときに特別会員又は一般会員となる。なお、特別会員は本法人からの認定を受けた者に限られる。

2以下の行為が認められた場合、入会の承認が得られないことがある。

- (1) 入会申込書に、虚偽の記載等申込書に不備があった場合
- (2) 過去に禁止事項を行い本法人が契約を解除したことがある元会員からの申し込みの場合
- (3) 犯罪者、犯罪組織、その他公序良俗に反する利用が想定できる申込者の場合
- (4) その他、本法人が会員と認めることを不相当と判断した場合

3入会にあたっては下記の項目に同意することを条件とする。

- (1) 本法人の公式サイト上でのシュガーリスト名及びサロン情報の公開
- (2) 本法人のイベント等で撮影された肖像を、本法人の各種広報活動等での無償使用

## 第4条（会費）

会員は次の各号の定めるところにより会費を納入する。

- (1) 特別会員 入会金 5,500円 年会費 10,560円
- (2) 一般会員 入会金 5,500円 年会費 6,600円

## 第5条（会費の払い戻し）

会員が納入した会費については、その理由の如何を問わず、払い戻しを行わない。

## 第6条（会費の納期）

会費は、毎年4月より3月までの1年間の会費をいう。2 毎年3月末日までに翌年分の会費を納入しなければならない。ただし、新規会員は、入会時に入会金と年会費を合わせた金額を納入するものとする。初年度の年会費は3月までの残りの月数に年会費の月割り分（特別会員：880円、一般会員：550円）を乗じた金額を納入する（例えば、特別会員として10月入会の場合、3月までの残りの月数が6カ月となるため、初年度年会費は6カ月×880円＝5,280円となる）

3 支払方法は、銀行振り込みとする。

## 第7条（期間及び届け出）

会員資格の有効期間は、毎年4月より翌年の3月までの1年間とする。

2 契約期間満了日の1か月前迄に退会の申し出がない限り、更新されたものとし、その後も同様とする。

3 会員は名称又は住所等会員登録情報に変更が生じた場合には、速やかに本法人に届け出ること。

## 第8条（会員の特典）

本法人の会員には、以下の特典を付与するものとする。

- (1) 本法人が提供するセミナー・講習会・懇親会等、イベントへの会員価格による参加
- (2) メールやメールマガジン、動画等での業界関連情報や技術指導のための資料提供
- (3) 本法人が運営する質問フォーラムへの参加
- (4) 本法人による会員限定のサロン運営のためのブランディングサポートの特別価格での利用
- (5) 本法人からのサービスの会員価格での購入

#### 第9条（禁止行為）

会員は、活動するにあたり、次の各号記載の行為を行わないものとする。 会員が当該行為を行っている恐れがあると本法人が判断する場合には、会員資格の停止や解除、本法人からの脱退等、本法人が適当と認めるあらゆる措置を講じることができるものとする。

- (1) 会員外に対して公開してはならない重要事項、機密保持事項を他に漏洩すること。
- (2) 他の会員に迷惑のかかる行為をすること。
- (3) 本法人の名義を使い、虚偽の情報発信をすること。
- (4) 本法人のカリキュラムや情報をアレンジし、またはその他のものとミックスし、独自に名称を変え、本法人と競合する事業又は協会の立ち上げ及び立ち上げに関与すること。
- (5) 会員資格や認定バッジを第三者に貸与又は譲渡すること。
- (6) 本法人の著作権、商標権等の知的財産権を侵害するような行為。
- (7) 他人の著作権、商標権等の知的財産権、または他人の肖像権、プライバシー権を侵害するような行為。
- (8) 詐欺等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれのある行為。
- (9) 本法人の役員及び会員に対しての退職の勧誘及び引き抜き行為。
- (10) 本法人の運営に支障を与える行為。
- (11) 故意、過失を問わず法令に違反する行為。
- (12) 公序良俗に違反し、または他人に不利益を与える行為。
- (13) その他、本法人が不適切と判断する行為。

#### 第10条（任意退会）

会員は、退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

#### 第11条（会員資格の喪失）

会員が次の各号の一つに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が1年以上されなかったとき。
  - (2) 総特別会員が同意したとき。
  - (3) 入会時の登録情報に虚偽の申告をしたことが判明したとき。
  - (4) 本規約に違反したとき
  - (5) 本法人の著作権の侵害、運用案の転用、または、その準備を目的とした行為が判明したとき。
  - (6) 当該会員が死亡し、失踪宣告を受け、又は解散若しくは破産手続開始決定を受けたとき。
  - (7) 当該会員が、成年被後見人又は被保佐人となったとき。
  - (8) 退会を申し出たとき。
  - (9) 第13条の定めによって除名されたとき。
  - (10) 本法人の名誉・信用等を失墜させる行為があったと、本法人が認めたとき。
  - (11) 法令もしくは公序良俗に反する行為を行ったとき。
  - (12) 会員資格及びそれに伴う権利を、第三者に譲渡または貸与したとき。
  - (13) 暴力団等反社会的勢力（以下総称して「反社会的勢力」という）であることまたは過去に反社会的勢力であったこともしくはそれらと関係があると判明したとき。
  - (14) 会員側の明らかな故意または過失により、消費者に重大な経済的あるいは身体的危害を生じさせたとき
- 2 前項(10)から(14)の行為により本法人に損害が発生した場合、本法人が当該会員によって被った損害の賠償を当該会員に請求することができる。

## 第12条（再入会）

第11条により資格を喪失したものが再入会を希望し、本法人がそれを認めたときは、再入会が認められる。

2 再入会に際しては、所定の入会金及び年会費を改めて納入しなければならない。

## 第13条（除名）

会員が次の各号の一つに該当する場合は、総会の議決をもって除名することができる。

- (1) 定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

## 第14条（会員の権利喪失）

会員が前2条の規定によりその資格を喪失したときは、本法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。特別会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 本法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

3 資格喪失後、本法人が所有する知的財産等の使用その他これに類似する行為を禁止する。

4 認定バッチは、年会費3カ月以上の滞納者及び退会者は速やかに返却すること。

## 第15条（情報の二次利用）

教材、特典によって提供される情報を、複製、無断転載、転用、流用等、著作権法に違反して使用することを固く禁止する。

## 第16条（個人情報）

本法人は、会員の個人情報を含む登録情報については、本人の同意を得ずに第三者に開示しないものとする。

## 第17条（規約の追加・変更）

本法人は、社員総会の決議により、特典の内容および会費を含め本規約の全部または一部を追加・変更することができる。

## 第18条（免責および損害賠償）

天災地変、戦争、暴動内乱、その他不可抗力、法令の改廃制定、輸送機関の事故等によりやむを得ず会員サービスを変更、中止または一時停止せざるをえなかった場合、本法人は一切責任を負わないものとする。

2 会員は、本法人が提供する教材、特典等の情報を自らの判断によりその利用の採否を決定するものとし、これらに起因して生じるいかなる損害に対しても、本法人は一切の責任を負わないものとする。

3 会員間の紛争は、当該会員間で処理するものとし、本法人は一切責任を負わないものとする。

4 会員と第三者との紛争、消費者クレームが発生した場合には、会員の自己責任とし、本法人は一切責任を負わないものとする。

5 本規約に違反した会員に対しての会員資格の取り消し等の措置によって生じたいかなる損害に対しても一切責任を負わないものとする。

6 万が一、本法人が会員に対して損害賠償を負う場合、その額は会員が払う年会費の額を超えないものとする。

7 会員が会員資格を喪失した後も、本条の規定は継続して当該会員に対して効力を有するものとする。

令和2年6月1日制定